

鳥取県・岡山県共同アンテナショップコワーキングスペース等利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県・岡山県共同アンテナショップコワーキングスペース等（以下「スペース等」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 首都圏における営業（販路拡大、受注開拓等）、情報収集等の活動を行う者に対して、出張時の作業や首都圏進出時の活動拠点となるスペース等を提供し、その活動を支援することを目的とする。

(設置場所)

第3条 スペース等は、東京都港区新橋一丁目11番7号新橋センタープレイスビル2階に設置する。

(利用対象施設・設備)

第4条 利用対象施設及び設備は次の表のとおりとする。

施設名	設備内容
コワーキングスペース（42.6平方メートル）	机、椅子（24）、ロッカー（大・小）、Wi-Fi接続、複写機
ミーティングルーム（9.0平方メートル）	接客テーブル（1）、椅子（6）等
電話ブース（1.0平方メートル）	—

(利用形態)

第5条 スペース等を利用できる場合は、次のとおりとする。

(1) コワーキングスペース

次の区分により、首都圏における営業、情報収集等の活動拠点として利用する場合

ア マンスリー会員 1月を単位とし、1月以上継続的に利用する場合

イ ワンデイ会員 1日を単位とし利用する場合

(2) ミーティングルーム

商談、打合せ、応接等の場として利用する場合

(3) 電話ブース

商談、打合せ等のため携帯電話で通話する場として利用する場合

(利用時間等)

第6条 スペース等の開所日は、年末年始（12月31日から翌年1月3日までの期間をいう。）以外の日とする。

2 スペース等の利用時間は、原則として午前10時から午後6時までとする。

3 スペース等の利用は、先着順を原則とする。

(利用対象者)

第7条 スペース等を利用できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 岡山県内に本店又は主たる事業所を有する企業、団体等

(2) 岡山県にゆかりのある団体、企業等

(3) その他、知事が認めるもの

2 次の各号のいずれかに該当するものは、スペース等を利用できない。

(1) 法人等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。以下同じ。))の代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(会員登録)

第8条 利用を希望する者は、コワーキングスペース会員登録申請書(様式第1号)によりあらかじめ会員登録を行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定により提出された申請内容を審査し、スペース等の適正な運営ができないと認められる場合を除き、コワーキングスペース会員登録承認通知書(様式第2号)により登録の承認を行うものとする。
- 3 申請内容に変更が生じた場合には、会員登録を受けた者は、必要に応じて登録事項の修正の届出を行うものとする。

(利用申込)

第9条 利用を希望する者は、前条の規定による登録を受けた後、利用希望日までにコワーキングスペース利用申込書(様式第3号)を知事に提出し、コワーキングスペース利用決定通知書(様式第4号)により、その承認を得なければならない。

- 2 ミーティングルームの利用申込みは、利用希望日の属する月の6月前の月の初日から受け付けるものとし、利用希望日が重複する場合は、受付日の早いものを優先して利用の可否を決定する。

(利用料金)

第10条 施設又は設備の利用料金は、次の表のとおりとする。

区 分	金 額	金額のうち 消費税額及び 地方消費税額 (10%)	備 考
コワーキングスペース (マンスリー会員)	1月につき 5,000円	454円	
コワーキングスペース (ワンデイ会員)	1人/日につき 500円	45円	
ミーティングルーム	午前(10時~13時) 2,000円	181円	マンスリー会員は、午前 又は午後のいずれかが無 料で利用可能。 1日利用する場合は、追 加料金 2,000円で利用可能 。
	午後(13時~18時) 3,000円	272円	
ロッカー	大 1月につき 3,000円	大 272円	マンスリー会員は、大小 いずれか1ロッカーが無 料で利用可能。
	小 1月につき 2,000円	小 181円	
Wi-Fi接続	無 料	—	
複写機	一定量無料		

(利用料金の支払時期等)

第11条 利用料金の支払期限等は、次の表のとおりとする

区 分	支払対象	支払時期	支払方法
コワーキングスペース（マンスリー会員）及びロッカーの利用料金	1月分、四半期分、半年分、又は1年分	利用の前まで	納付書 現金
コワーキングスペース（ワンデイ会員）の利用料金	利用日分	利用の前まで	現金

2 前項の規定にかかわらず、マンスリー会員は、コワーキングスペース及びロッカーに係る利用料金の全額を最初の利用月に一括して納入することができる。

(利用承認の取消し等)

第12条 知事は、利用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、利用承認を取り消し、利用を停止することができる。

(1) この要綱、関係する法令、規程等に違反したとき。

(2) 利用承認を受けた利用目的以外の目的で利用し、又はそのおそれのあるとき。

(3) 詐欺その他不正の行為により利用承認を受けたとき。

2 スペース等を廃止する場合は、知事は、利用者に対して利用の承認の取消しを通知するものとする。

3 前2項に定める場合のほか、スペース等が所在する物件に係る定期建物賃貸借契約が解除になった場合には、知事は、利用者に対して利用の承認の取消しを通知するものとする。

(利用中止の届出)

第13条 マンスリー会員は、利用者側の事由により期間の満了前に利用を中止する場合は、中止しようとする月の前月初日までにコワーキングスペース利用中止事前届出書（様式第5号）により申し出るものとする。

(利用料金の返還)

第14条 マンスリー会員が次の各号のいずれかに該当する場合、知事は、既に納付された利用料金のうち、未利用月に係る利用料金を返還するものとする。

(1) 第12条第2項、第3項又は利用者の責めに帰さない理由により、利用ができなくなったとき

(2) 前条による届出を行った場合

(指示)

第15条 知事は、スペース等の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し必要な措置を命じ、又は指示をすることができる。

(賠償責任)

第16条 利用者は、故意又は重大な過失によりスペース等の建物、設備、備品及び什器等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、スペース等の利用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の日前に、鳥取県・岡山県共同アンテナショップコワーキングスペース等利用要綱(平成26年7月18日施行)により、コワーキングスペース(マンスリー会員)の登録及び利用承認を受けた者及びコワーキングスペース(ワンデイ会員)の登録及び利用承認を受けた者については、この要綱によるコワーキングスペース(マンスリー会員)の登録及び利用承認を受けた者及びコワーキングスペース(ワンデイ会員)の登録及び利用承認を受けた者とみなす。